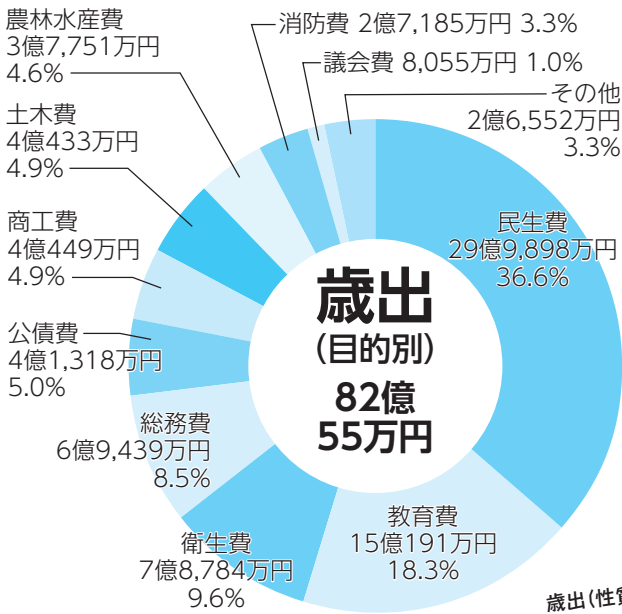
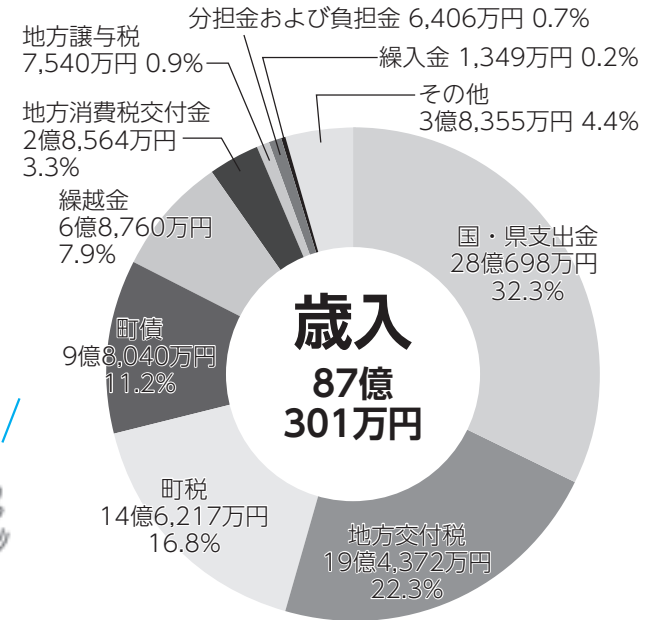


令和2年度 一般会計

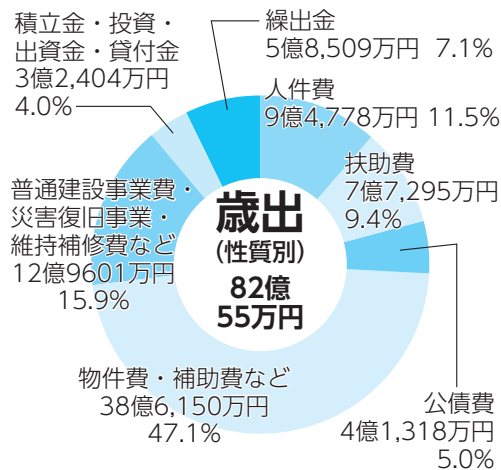


歳入は87億301万円で前年度より18億5,884万円 (27.2%) 増え、歳出は82億55万円前年度より20億4,398万円 (33.2%) 増えました。歳入歳出ともに大幅な増額となって、5億246万円の黒字決算となりました。

今後も、歳出の抑制に努め健全な財政運営を行い、安心安全なまちづくりを行ってまいります。



歳出(性質別)を2ページの家計簿にしたよ!



用語解説

◆目的別歳出…行政目的に着目した歳出の分類 ◆民生費…高齢者や障害者、子育て支援などの社会福祉にかかる経費 ◆衛生費…ごみ処理や水道、病院、健診など保健衛生や健康増進などにかかる経費 ◆総務費…人事管理、財産管理、地域振興、税務事務などにかかる経費 ◆公債費…国や金融機関から借り入れたお金の返済にかかる経費
◆性質別歳出…経費の経済的性質に着目した歳出の分類 ◆扶助費…児童手当、障害者支援、医療費助成など ◆物件費…光熱費や消耗品の購入費、業務委託料など ◆補助費など…報償費、負担金、補助金など ◆維持補修費…公共施設の維持費、修理費など ◆普通建設事業費…公共施設の建設費や改修費など ◆繰出金…特別会計の歳入を補うための経費

特別会計

特定の収入で特定の事業を行うとき、その収支を明確にするために設置する会計です。



特別会計	歳入	歳出	実質収支
国民健康保険	19億703万円	17億227万円	2億476万円
後期高齢者医療	1億7,578万円	1億7,536万円	42万円
食肉センター	1億5,433万円	1億1,922万円	3,511万円
訪問看護ステーション	2,337万円	2,185万円	152万円
介護保険	14億9,038万円	13億8,116万円	1億922万円

企業会計

地方公営企業法が適用される事業として区別されます。



企業会計	収入	支出	損益
水道事業	4億2,935万円	3億4,747万円	8,188万円
社会計	1億8,400万円	1億9,853万円	△1,453万円
病院事業	10億6,795万円	10億5,206万円	1,589万円
社会計	7,165万円	9,326万円	△2,161万円

※資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、減価償却費などの損益勘定留保資金等で補ってんしました



企業版ふるさと納税

町を応援してくださる 応援企業を募集

企業版ふるさと納税で東庄町を応援して
くださる企業を募集しています。
企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)
は、こころざしのある企業の皆さまが、寄
付を通じて地方公共団体の行う地方創生の
取組を応援した場合に、税制上の優遇措置
が受けられる仕組みです。



税制上の優遇措置があります!

国が認定した地方創生プロジェクトに対して企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額を控除する仕組みです。従来の損金算入による軽減効果(約3割)と合わせて、最大で寄付額の約9割の負担軽減を受けることができます。これにより、実質的な企業の負担が約1割となります。

対象の企業

次の要件全てに該当する場合に、この制度の対象となります。

- ・ 寄付額が10万円以上であること
- ・ 本社が町外であること(この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所または事業所」を指します)
- ・ 寄付の代償として経済的利益を伴わないものであること

具体的な手続き、対象となる事業の確認など詳細は
お問い合わせください。

お問い合わせ 総務課 企画財政係 ☎6084

東庄町創業促進支援事業

町が創業の支援

産業の振興および活性化を図ることを目的として、町内で創業する方への支援事業を実施しています。

詳しくは、町ホームページでご確認ください。



▲町ホームページ

主な対象

- ①事業を営んでいない個人が開業の届出により、新たに事業を開始する場合
- ②事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

対象要件

創業を行う者または創業の日から6カ月を経過しない者・5年以上継続して事業を行う者など一定の要件があります

補助金額

補助対象経費の2分の1以内で200万円が限度

問い合わせ

総務課 企画財政係 ☎86-6084



過疎地域の特別措置

固定資産税の課税免除

東庄町は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により過疎地域に指定されています。東庄町過疎地域持続的発展計画に基づき、特例措置として、固定資産税の課税免除を受けることができます。

詳しくは、町ホームページでご確認ください。



▲町ホームページ

対象業種

製造業・情報サービス業等・
農林水産物等販売業・旅館業



対象要件

直接事業で使用する設備の取得価額の合計など一定の要件があります

免除範囲

設備(建物、機械、装置など)・その建物の敷地である土地

問い合わせ

町民課 固定資産税係 ☎86-6073